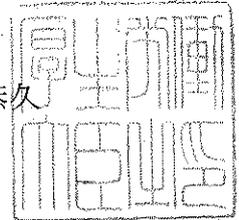




厚生労働省発医政 0731 第1号  
厚生労働省発老 0731 第1号  
平成 29 年 7 月 31 日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」  
に係る実施状況の報告について

平成 29 年 1 月 31 日付け貴委員会の「身元保証等高齢者サポート事業に関する  
消費者問題についての建議」について、実施状況を別紙のとおり報告する。



## 別紙

### 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」 に係る厚生労働省の実施状況について

#### 1. 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の取組

##### (建議事項1)

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

##### ((2)及び(3)に係る実施状況)

- 一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態(以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。)の実態を把握するため、平成29年度老人保健健康増進等事業において、「身元保証サービスの実態調査に関する調査研究」を実施している。
- 当該調査研究では、
  - ・身元保証等高齢者サポート事業を提供する事業者に対する、事業内容に関するヒアリング調査
  - ・身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者被害の実態調査等を行うこととしており、年度内を目処に調査研究報告書が取りまとめられる予定である。
- その上で、当該調査研究の結果を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにするための必要な措置については、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して検討してまいりたい。

## 2. 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い

### (建議事項2)

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

### (実施状況)

#### <医療機関について>

- 医療機関（病院及び診療所をいう。以下同じ。）における身元保証人等に求める役割等の実態を把握するため、平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業において、「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」を行う研究班を立ち上げた。
- 現在、当該研究班において、
  - ・ 協力が得られた病院を対象としたアンケート調査
  - ・ アンケート調査を踏まえたインタビュー調査等を行うため、アンケート調査の内容等について検討しており、平成 30 年 5 月末までに調査研究報告書が取りまとめられる予定である。
- さらに、建議において、身元保証人等に求められる役割の必要性やその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、医療機関等への情報提供が求められていることから、当該調査結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性やその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスの実態把握に努めてまいりたい。
- その上で、当該調査結果等を踏まえ、身元保証人等がないことのみを理由に医療機関への入院を拒むことは医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条に規定する「正当な事由」には該当しない旨を都道府県等へ周知徹底してまいりたい。

<介護施設等について>

- 介護施設等における身元保証人に求める役割等の実態を把握するため、平成 29 年度老人保健健康増進等事業を活用し、「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において実態の把握を行うこととした。
  
- 現在、当該事業を行う調査研究委員会の立ち上げに向けた作業を進めており、
  - ・ 施設運営者を対象としたアンケート調査
  - ・ アンケート調査を踏まえたヒアリング調査等を行い、年度内を目途に、調査研究報告書を取りまとめる予定である。
  
- さらに、建議において、身元保証人等に求められる役割の必要性やその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、福祉施設等への情報提供が求められていることから、当該調査の結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性やその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスの実態把握に努めてまいりたい。
  
- また、身元保証人等がないことのみを理由に介護保険施設への入所を拒むことが法令上認められる正当な理由には該当しないことは、平成 28 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で周知したところであるが、今後、当該調査研究報告書の公表時期に合わせて、適切な注意喚起を行う予定である。

### 3. 消費者への情報提供の充実

#### (建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

#### (実施状況)

- 消費者が安心して、身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、建議事項1及び建議事項2による措置内容も含めて、情報提供してまいりたい。